ネフリン、オクトパミン、オキシロフリン、パラヒドロキシアンフェタミン、ペモリン、ペンテトラゾール、フェンプロメタミン、プロピルヘキセドリン、プソイドエフェドリン（注5）、セレギリン、シブトラミン、ストリキニン、ツアミノヘプタン及び類似の化学構造又は類似の生物学的効果を有する物質

注1　二十年の監視プログラムに掲げる物質（ブプロピオン、カフェイン、フェニレフリン、フェニルプロパノールアミン、ピプラドール及びシネフリン）は、禁止される物質とはみなさない。

注2　アドレナリンは、局所麻酔薬との併用又は局所（例えば、鼻、眼）への投与の場合には、禁止しない。

注3　カチンは、尿中の濃度が一ミリリットルにつき五マイクログラムを超える場合には、禁止する。

注4　エフェドリン及びメチルエフェドリンは、尿中の濃度が一ミリリットルにつき十マイクログラムを超える場合には、禁止する。

注5　プソイドエフェドリンは、尿中の濃度が一ミリリットルにつき百五十マイクログラムを超える場合には、禁止する。

S7　麻薬

次の麻薬は、禁止する。

ブプレノルフィン、デキストロモラミド、ジアモルヒネ（ヘロイン）、フェンタニル及びその誘導体、ヒドロモルフォン、メサドン、モルヒネ、オキシコドン、オキシモルフォン、ペンタゾシン及びペチジン

S8　カンナビノイド

天然又は合成のデルタ九―テトラヒドロカンナビノール（THC）及びテトラヒドロカンナビノール様カンナビノイド（例えば、ハシシュ、マリファナ、HU―二一〇）は、禁止する。

S9　糖質コルチコイド

糖質コルチコイドは、経口使用、静脈内投与、筋肉内投与又は経直腸使用の場合には、すべて禁止する。

関節内、関節周囲、腱周囲及び硬膜外への投与、皮内への注入並びに吸入による糖質コルチコイドの使用については、競技者は、治療目的使用に係る除外措置に関する国際基準に従って、使用の申告を行わなければならない。ただし、次に規定する場合を除く。

局所用製剤については、耳、口腔内、皮膚（インオントフォレシス及びフォノフォレシスを含む。）、歯肉、鼻、目及び肛門周囲の疾患に対して使用される場合には、禁止せず、かつ、治療目的使用に係る除外措置及び使用の申告のいずれも必要としない。

特定スポーツにおける禁止される物質

P1　アルコール

アルコール（エタノール）は、次に掲げるスポーツの競技会に限り禁止する。その検知は、呼気又は血液の分析により行う。そのドーピング違反の閾値（血液の値）は、一リットルにつき〇・一〇グラムとする。

航空スポーツ（国際航空連盟）
アーチェリー（国際アーチェリー連盟）
自動車（国際自動車連盟）
空手（世界空手道連盟）
近代五種（射撃種目を含む。）（国際近代五種連合）
モーターサイクル（国際モーターサイクリズム連盟）
ナインピン・ボウリング及びテンピン・ボウリング（国際ボウリング連盟）
パワーボート（国際パワーボート連合）

P2　ベータ遮断剤

ベータ遮断剤は、別段の定めがある場合を除くほか、次に掲げるスポーツの競技会に限り禁止する。

航空スポーツ（国際航空連盟）
アーチェリー（国際アーチェリー連盟）（競技会外においても、禁止する。）
自動車（国際自動車連盟）
ビリヤード及びスヌーカー（世界ビリヤード・スポーツ連合）
ボブスレー（国際ボブスレー・トボガニング連盟）
ブール（世界ブールスポーツ連合）
ブリッジ（世界ブリッジ連盟）
カーリング（世界カーリング連盟）
ゴルフ（国際ゴルフ連盟）
体操（国際体操連盟）
モーターサイクル（国際モーターサイクリズム連盟）
近代五種（国際近代五種連合）（射撃種目を含む。）
ナインピン・ボウリング及びテンピン・ボウリング（国際ボウリング連盟）
パワーボート（国際パワーボート連合）
セーリング（国際セーリング連盟）（一対一の試合における舵柄係に限る。）
射撃（国際射撃連盟、国際パラリンピック委員会）（競技会外においても、禁止する。）
スキー及びスノーボード（国際スキー連盟）（ジャンプ競技、フリースタイル（エアリアル及びハーフパイプ）並びにスノーボード（ハーフパイプ及びビッグエアー））
レスリング（国際レスリング連盟）

ベータ遮断剤には、少なくとも次のものを含む。

アセブトロール、アルプレノロール、アテノロール、ベタキソロール、ビソプロロール、ブノロール、カルテオロール、カルベジロール、セリプロロール、エスモロール、ラベタロール、レボブノロール、メチプラノロール、メトプロロール、ナドロール、オクスプレノロール、ピンドロール、プロプラノロール、ソタロール及びチモロール

○財務省告示第四百九号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十一年度の初日から平成二十一年十一月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十一年十二月二十八日

財務大臣　藤井　裕久

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十一年度の初日から平成二十一年十一月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	〇トン
二	〇トン
三	〇・八〇トン
四	二二、一八六トン
五	九二四トン
六	九トン
七	四・八六トン
八	〇・三二トン
九	二五、三五六トン
一〇	四、四〇三トン
一一	二三六トン
一二	四二、九五七トン
一三	三、三五四、〇二九トン
一四	九七七、六五八トン
一四の二	三三七、四三〇トン
一五	五一三トン
一六	九、六二二トン
一七	八九、二九二トン
一八	九、七三七トン
一九	五三六トン
二〇	一二二トン
二一	一四、七八二トン
二二	三四七トン
二三	三、七八五トン
二四	二〇トン
二五	〇トン
二六	三、四七五トン
二七	六、二三七トン
二八	二トン
二九	四七二トン